

## 平成30年第3回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第3号)

平成30年9月13日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 認定第 1号 平成29年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成29年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成29年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成29年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成29年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 9号 平成29年度浅川町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第32号 営造物の使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第33号 浅川町震災復興基金条例を廃止する条例を定めることについて
- 日程第12 議案第34号 平成30年度浅川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第35号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第36号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第37号 平成30年度浅川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第38号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第39号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第40号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第41号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第42号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 請願第 2号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願
- 日程第22 請願第 3号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程の追加
- 日程第25 発議第 4号 国に対し学校給食費の無料化を求める意見書提出について
- 日程第26 発議第 5号 県に対し学校給食費の無料化を求める意見書提出について
- 日程第27 同意第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程のとおり

日程第25 発議第4号 国に対し学校給食費の無料化を求める意見書提出について

日程第26 発議第5号 県に対し学校給食費の無料化を求める意見書提出について

日程第27 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

## 出席議員（11名）

1番	渡	辺	幸	雄	君	2番	金	成	英	起	君	
3番	須	藤	浩	二	君	4番	緑	川	富	士	男	君
6番	笹	島	亮	二	君	7番	水	野	秀	一	君	
8番	田	中	重	忠	君	9番	上	野	信	直	君	
10番	角	田		勝	君	11番	久	保	木	芳	夫	君
12番	円	谷	忠	吉	君							

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須	藤	一	夫	君	副町長	大	谷	修	治	君	
教育長	内	田	賢	寿	君	総務課長	小	針	紀	喜	君	
会計管理者	須	藤	寿	行	君	建設水道課長	八	代	敏	彦	君	
税務課長	菊	池	三	重	子	君	住民課長	江	田	豊	寿	君
保健福祉課長	坂	本	高	志	君	農政商工課長	岡	部		真	君	
学校教育課長 兼社会教育課長	生	田	目	源	寿	君	代表監査委員	本	多		守	君

---

## 会議に職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 岡部 栄也 主任主査 佐川 建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、認定第1号 平成29年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この質疑に当たっては、ページごとということですか。全体で。

○議長（円谷忠吉君） 全体的ですね。全体的に。

ないですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） お尋ねします。

10個ぐらいあるので、すみません、よろしくお願いします。順番も不同ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） ページ。

○9番（上野信直君） ページにならないところも結構あるので、すみません、担当課のほうで聞き取ってください。

まず、町税なのですけれども、町税の収納に関して。

町税全体で収納率が前年度よりも0.5ポイントふえて95.2%にまでなつたと。収入未済額が200万円近く減つて監査員からも評価をするというお言葉をいただく状況になりました。現年度分に限って見るとですね、収納率は98.8%という高い水準になっております。この背景には、主要成果の概要書を見ると臨戸徴収を延べ59日、人数にして288人など、大変な努力がなされたと、その結果だというふうに思ひます。改めて敬意を表したい

と思いますけれども、債権差し押さえの状況、これについては具体的な記述がありませんでしたので、債権差し押さえの状況について伺いたいと思います。

2点目です。法人町民税の税収に関してなんですけれども、前年対比6.36%とかなり減りました。その理由は何なのか伺いたいと思います。

3点目です。町税の不納欠損についてです。3種類、それぞれの実人数と徴収できなかった理由について伺いたいと思います。

4点目です。防犯灯に関してなんですけれども、防犯灯のLED化に関して。新設7基とありますが、これは全てLEDなのか。それから、古くなってLEDに交換したのがあるというふうに成果の概要書では書いてありますけれども、これは何基になったのか伺いたいと思います。

5点目です。私人がですね、開発した住宅団地内への防犯灯設置、この要望がやはり相次いでいると思います。町の、これに対する対応を改めてお聞きをしたいというふうに思います。それから、相も変わらずこういう問題が続いて起こってくるということでもありますので、この問題発生を予防するような対策、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

6点目。地方創生のモデル住宅4世帯11人が、新たに浅川町に入ってきて住むということになりました。入居者の感想、こういうものを把握していれば伺いたい。それから、今後さらに取り組む考えがあるかどうかについて伺いたいと思います。

7点目。空き家の再活用の取り組み、これまでずっと取り組んできたわけなんですけれども、その概要と成果について伺いたいと思います。

それから8点目として、町民の方から、安産祈願米、これについては、子供も少ないことだし、おめでたいことなので、米1俵ぐらいやったらどうかという声が寄せられました。確かに、今どのぐらいやっているのかよくわかりませんが、総額で11万円ぐらいですか、まあ大したことはない。米の消費拡大の意味も兼ねてやっているということなのでありますから、なるほど、傾聴に値する話だなというふうに思いますので、伺いたいと思います。

9点目。町有林の森林賠償について。昨年度の議会でも質問しましたが、すみません、ゆっくりしゃべります。東電ではだめだという答弁だったと、答えだったということで、再度話はするというものでありますが、結果はどうだったか伺いたいと思います。

最後です。人口減少抑制対策、これについての取り組みと成果、それから、取り組んだ上での課題、29年度はどうだったか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の債権差し押さえの状況ということで質問がありましたので、それにつきましては、まず差し押さえは債権差し押さえが主なもので、まず給与照会等のかけたものが19件、うち差し押さえ9件で約50万円の収納となっております。

2点目につきまして、法人町民税が6.36%減少した理由についてなんですが、まず、事業所の数の減少と申

告件数の減となっております。

3点目の不納欠損につきまして、不納欠損の理由と件数ということなのですが、不納欠損の理由につきましては、催告を行っても反応がない、訪問をしても会えない、話をすることができないため、納付相談ができないという方で、いろいろ調査をして対応した結果、納付されないものを欠損いたしました。欠損の件数につきましては、町民税が13名、4社、固定資産税が46名、軽自動車税が7名となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 4点目の防犯灯の関係でございます。

これにつきましては、全てLED化をしておるところでございます。現在、古いやつが壊れた場合については、全てLEDの電気に交換しているということです。新設についても同じでございます。成果の概要書9ページに出ているかと思うのですが、今回防犯灯新設が7基、防犯灯の器具交換、修繕、移設等が23基ということで、全てLED化でやったということでございます。

5点目の個人の防犯灯の関係でございますが、これについては、今までも町有地の場合は設置していましたが、個人でつくった道路等については、現在設置していないということでございます。今後も個人の道路については、ある程度区切りをつけなくてはならないということで、現在取り組んではおりません。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 定住移住促進住宅への入居者への感想を聞いているかどうかというふうなだったので、まだ5カ月程度しか住めていないということもありまして、いずれ聞くような形になるかと思いますが、今のところは聞いておりません。本年度中に何らかの形で本人たちにお話を聞きながら、入居の感想等について伺っていききたいなというふうに思っています。

新しい、その建築をする予定があるのかというふうなご質問なのですが、それにつきましては、補助事業等をちょっと見きわめながら、適切なものがあれば検討してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 空き家対策の件でございましたけれども、これにつきましては、空き家バンクとして宅建業者とも契約を結んでおります。それで、1件だったのですけれども、一般の方から申し込みがありまして、その空き家については現在売却されたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 安産祈願米につきましては、現在5キロのお米と、それから今年度からは若干の子供さんが使えるような器等のものも、今年度から支給というか交付していますけれども、年間40を切っており、30人台の方が対象となっているようです。来年度以降については工夫して検討していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 森林賠償の件でございましたけれども、これについては東京電力とも話し合いを進

めております。今現在も話し合いを進めているところでございますけれども、一般の方々の森林賠償は進んでいるのですけれども、地方公共団体、これにつきましては、現在売買実績等があるものについては賠償はしているけれども、それ以外のやつについては賠償はできないということで、何とかそういう話し合いはしております。以前に、まだ賠償請求をしているんですけれども、賠償していただけない部分、これも話し合いをしていました。ことしになってから、学校関係の除染のマット、それらについてはやっとなめていただく方向で今現在協議をし、早ければ年内にこちらについては解決するのかなと考えております。

10点目の人口減少対策ですけれども、これにつきましては、先ほど建設水道課長のほうからモデル住宅の話があったかと思っておりますけれども、それらの事業を取り組んで、人口ビジョンに基づいて、人口も減少してくるということで、地方創生事業で取り組んだところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 建設課長もお答えしましたが、モデル事業であります、私ここに旦那ではありませんが奥さんには会いました。とても環境がよくて静かでよかったですという喜びの声を聞かせていただきました。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 町の人口増に関する施策として出生祝いを行っているわけですけれども、ちょっと昨年度の、29年度の実績に誤りがありまして、訂正をお願いしたいのですけれども、部門別主要施策の成果の概要の23ページなんです、児童福祉費の④番、出生祝い金がございますが、このうち第4子、第5子につきましては、昨年度ありませんでして、第1子、第2子が5万円18人、それから第3子が10万円5人、合計で23人の140万円ということになっていきますので、申しわけありませんがご訂正のほうお願いしたいと思います。

〔「もう一回ちょっと確認」の声あり〕

○保健福祉課長（坂本高志君） すみません。

第1子、第2子が5万円の支給額で18人、それから第3子が10万円5人、合計で23人の方に合計140万円の支給をしております。

以上のように訂正をお願いしたいと思います。申しわけありませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目についてですね、債権の差し押さえについては、差し押さえは9件あって、9件でしたっけ、給与照会が9件で差し押さえが何件でしたっけ。すみません、もう一回回答をお願いします。私が聞き間違えたかもしれない。給与照会と差し押さえの件数をもう一回、すみません。合わせて50万円だということでありました。差し押さえのできる制限の金額というのは、これはあるんですか。伺いたいと思います。つまり、給与のこれ以上は差し押さえしてはいけないという金額があるかどうかですね。伺いたいと思います。

それから、5点目です。個人が開発した住宅団地への防犯灯設置については、個人でつくった道路については町はやらないということで、従来から一貫してございまして、今後もそうだとおっしゃってあります。これはこれで個人の財産のところ町が公費で電灯をつくるというのは、やっぱり抵抗が、私もあります。ところが、

やはりこういう問題は、ずっと起こっているわけですよ。浅川町に幾つかありますけれども、やはり、町としてもそういうことが起こらないように、そういう開発がある場合は、やはりきちんと防犯灯はつけてくださいねと、町ではやりませんからねということを書いて、つけてもらうということを強くやっていく必要があるのではないかというふうに思うんですね。お願いというふうになるのかもしれないけれども、やはりそういう対応が必要ではないのかなというふうに思いますが、伺いたいと思います。

それから、7点目の空き家バンクについては、1件登録があって、それが売却をされたということであります。ちなみに、我が町の空き家ってどのぐらいあったのでしたっけ。お聞きをしたいというふうに思います。

それから、米一俵の話は今後の検討課題ということでよろしいですか。伺いたいと思います。

それから、町有林の森林賠償についてですが、昨年もしましたが、東京電力は売買実績が浅川町はないので、賠償しないという姿勢を変えていないということなんですけれども、これ、個人の山林については売買実績なんかは別に求められていないのですよね。それでもちゃんと賠償しているのですよ。被害を与えたのだから当然ですよ。売ったならばきちんとした値段では売れないということで賠償するわけですから。ですから、こういう理不尽な東電の主張には絶対負けないで、我慢強く強力で求めていくというのを、基本の姿勢として持っていただきたいんですが、改めてその件について伺いたいと思います。

それから、人口減少抑制対策、取り組みと成果について伺いました。先ほどのモデル住宅の例が答えとして出ましたが、今浅川町が一番抱えている最大の問題というのは、やっぱりこの人口減少をどういうふうに抑制していくか。それで、そのために町ではさまざまな計画を立てて、さまざまな取り組みをするというふうになっていますよね。ところが、今聞いたように、なかなか29年度どういう取り組みをしたのかと聞いても、こうぽつと出てこない。全体的な話が出てこない。これはやはり縦割り行政の弊害かなというふうに思うんです。やはり、町の一番大事な、これから本当に真面目に真剣に取り組まなくてはならない最大の課題ですから、トータルで見ると人を置いて、そしてどの分野では進んだけれども、どの分野では進まなかったと。何でなのかと。こう進めるように対策立てるとか、そういう視点がないと、これは各課で割り当てられた仕事、いや、ことは余りできねちゃったで終わってしまうのではないかと思うんですね。トータルで見る視点というのが、私はこの問題は絶対必要だというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、差し押さえの件数なんですけど、給与等照会をかけたものが19件、差し押さえを行った件数が9件です。

2点目なんですけど、給与等の差し押さえで差し押さえできない金額があるのかどうかという件なんですけど、給与支給の総額から、そこから引かれる所得税、住民税、社会保険料、あと生活保障費といいまして滞納者1人につき10万円、生活を一にしている者がいれば、その人数掛ける4万5,000円、それを合計したものが、あと、対面維持費といいまして、総額から今言ったものを引いたものの0.2掛けたものを合計したものが差し押さえ禁止額となっております。支給された給与からそのものを引いて金額が出ない場合は差し押さえができないということになります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 私人の土地の防犯灯の関係でございますけれども、開発行為等ある場合については、建水のほうでもいろいろあるでしょうから、それとも話しながら進めていきたいというふうに考えています。

空き家バンクの関係でございますけれども、これにつきましては以前アンケートをとっております。空き家バンク登録希望者という方々がいました。合計7名でございました。その中で先ほど言ったように登録した人が1名、その1名の方の家が売れたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 安産祈願米ですが、1俵かどうかというところも含めまして、今後検討の課題になると思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 賠償関係でございますけれども、上野議員言われたとおり、今年度になっても数度話し合いをしております。今後も定期的に話し合いをしながら、森林賠償については話し合いをしたいということで考えております。先ほど言ったように、今年度につきましては、今までだめであった学校関係の、除染の関係では1件だけは話し合いに着いていただいたということでございます。

最後の人口減少の関係でございますけれども、子育て支援、さまざまな事業に取り組んでいるかと思えます。例えば、学童の預かり保育ですか、あと幼保の預かり保育、そういう形で行ったり、先ほど保健課長のほうからありました出産のお祝い金とか、さまざま取り組んでおりますが、それが全て人口増になるかという、ちょっと疑問はありますけれども、今後も一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 最後の点です。

人口減少抑制対策について、さまざまな取り組みをしていると。一番大きなものは働く場の確保を図っていくということだというふうに思うんですけども、いろんな各課にまたがるさまざまな施策が、この人口減少抑制対策のために取られております。それをまとめて常に目を光らせるという体制が、これ必要ではないかというふうに思うんですね。各課がそれぞれの課題をやったかやらなかったか、ことはできねちゃった、少しできたぐらいの話して終わっていたのでは、やはりこれはなかなか進まないの、トータルに見る視点をつくる必要があるのではないかというふうに思うのです。これは町長に答弁を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 極めて重要な問題で、私どもの町のみが減少傾向の状況に陥っているというのとは違ひまして、大都市中心部だけ増加をし、その他の府県については全てが高齢化と人口減少という日本最大の危機的状況になっているわけでありまして。私どもの町、過疎指定という団体にはなっておりませんが、近年町村等々の減少傾向は依然としてとまらない。とまらないから近隣町村で人口の引き合いをやってはというのでは、地域全体の人口増には全くつながりませんので、今は大きなそのくくりの問題としては、今言われたように、働く場所の確保をどうするか、また、先祖伝来受け継いでいる農業の問題も、あるいは職業の問題も家



業の問題も、いかにじいちゃんなら孫が跡を継いでくれるか、それが町の人口減に歯どめをかけてくれる、そういうことが大切なのだらうと思っています。そしてその一つの歯どめ策として、これ石川地方連携で婚活事業も行っております。今年やった8月の婚活事業の中で、約男女合わせて100名からの参加があって、17名のカップルが誕生したということで、これは個人情報域でありますから、名前とか住所は申し上げられませんが、ただ、私どもの町の若者も3組のカップルが一応誕生いたしました。これが将来ゴールインまでつながっていけばよろしいのですが、これはやはりお互い人間同士の連携ですから、第三者がどうこう言えるわけではありませんが、一つ人口減の歯止めをかける5町村としての婚活事業を展開しているわけですが、そういうものも含めて高齢化と少子化と人口減少と空き家対策と、これ本当に言われているように総合的に、このくりにして対応を考えないともっともっと人口が減ってってしまうのだらうというふうに思います。最後には、1人の子供の価値観、あるいは一家族の、浅川町に居住していただいている価値観、これは大切に、小さなものを大切にしないと、歯止めはかからないと思っていますので、そういう意味を込めてさっきの質問で話したように、私、新しい家に住んでくれた家族というのは、ここでどういう思いをして生活してくれているのかなというふうに、非常に興味ではなくて関心があったものですから、お尋ねをして聞いてみました。その結果です、よかったという喜びですね、私本当に安堵いたしました。こういうことを考えて滝ノ台の問題にも、財政等の問題もありますから一気にではできませんが、やはり若者定住の住宅を建設していくことのほうが、古い町営住宅に修繕をかけて守るよりも、はるかに若者定住のほうが前が明るくなるのかなという思いをいたしております。これから、この歯どめに、とめないわけにはおそろしくいかないと思います。ただ、その減少率を最低限にどこまで抑えられるかということが、課せられた使命だと思っていますので、皆さんとよく協議をしながら、その歯どめ策を考えながら、我が町の姿を守っていければなという、大きなくくりですが、そういう思いをいたしております。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私もちよつと順不同になって申しわけないのですけれども、お伺いしたいと思います。

1つは、固定資産税のことなんですけれども、先ほど上野議員からもありました。それでですね、不納欠損とかいろいろありましたんで、私やりませんけれども、一つ、固定資産税の課税の、最低限度、いわゆる、もう用をたさないそういう場合はやっぱり残存価格20%というふうなことで、ずっと壊さないうちはかかるというものなのですか。というのはですね、私、浅川座の状況を上野議員からもありましたけれども、改めてよく見てきました。本当に危険なんです。隣近所にトタン板が吹っ飛んできて、大きな事故になるかもしれません。例えば、強風で子供に当たってしまうような状況になるのではないかと。隣の家の境にトタン板がこう重なっているわけですから。本当に驚きのことなんですけれども、そういう浅川座なんかの固定資産税の残存価格、そしてそういう空き家等の建物、そういうものについては、固定資産税の課税がなされているのか、取り壊しても届けがなければ課税になるのか、その辺お伺いしたいと思います。このことが1つです。その何とかしなくてはならないというような状況を、ぜひ町長もあの辺通っているから見ていると思うんですけれども、私最近よう見なかったものですから、ぜひ町長、調査をして、そういう重大事故につながらないような何か緊急な対策を講じてほしいと、その点も要請しておきたいと、思います。

それから2つ目は、やはり防犯灯の話なんですけれども、防犯灯がLED化になると明るくなるし節電にもなるんだと思うのですが、このLEDになった場合には、電気料が安くなるのですか。1個当たり幾らという契約にやっているのに安くないのかなんていうふうに思うのですが、実際は電気が消費が減るわけですから、減るに従ってやっぱりこの電気料の契約の値段を下げるのが本当ではないのかなと、こういうふうに私なりに考えるとそう思うんですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

それから3つ目は、図書館が新しくできましたけれども、その際私ちょっと疑問に思ったのは、古い図書があったわけですね、いっぱい。新しいところに持って行くには、整理をして、いろいろ片づけて、全ては持って行ってないですよ。私たまたま1回見た、元の公民館の図書をまたお借りしたいなと思って行ったならば、その図書はないと言うのですね。その本どこへやったんですかと、新しい館長さん、私どもはそこまではわからないのです。だから、そういうことが、これ相当数あったのかなと思って、例えばその整理の仕方もそういう本については例えばちょっと古いから整理したいというふうなことであれば、紙くず屋に廃棄しないで、何ていうのですか、広告でも出して広報なんか、あるいはチラシでもいいと思うのですけれども、町民の方で欲しい方があれば無料頒布しますというような、そういうことなんかもやってもいいのではないかと。これは強いて言えば、町の財産を本当に大切に最後まで管理していく、そして町民のために役立てるといって、大きく言えばそういうものにつながるのかなというふうに思いましたので、その辺の整理、移転、陳列、こういうことについて、特にその整理についてどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

それから、農林業の未収金があるのですね。これ開発行為ということで、広域農道の際のいろいろな事業をやったんですね、建設のときのセットということで、そういうことの残金がずっと残って、昨年度も若干は入ったようなんですけれども、もう広域農道を建設するときですからね、相当な年月を経ているのです。そういうものについて、どういうふうな対処をしておるのか、と同時に、どうしてもこれ回収ができないような状況であれば、もう一定の処分をしなくてはならないと思うのですけれども、大体は農業関係の小規模な圃場整備とか、そういうことをやっているわけですから、一定の財産そういうものはあるのだと思うのですね。その辺で無理のない、しかし、やはりきちっとした対応をすべきなのかなというふうに、成果表を見ながら考えましたので、その点もお伺いしたいと思います。

それから、このふるさと納税の返礼品は、この浅川町では、今問題になっているのは金額の3割以内にしろということで、国が規制が始まっているようなんですけれども、浅川町はどういうものを返礼品として出して、あるいはその割合としてはどのぐらいなのかということですね、それをお伺いしたいと思います。

それから、この29年度の決算の中で最大のものは、やっぱりこども園の遊具の問題だと思うのですね。遊具が本当に計上したんだけれども、オープンに間に合わなかったということは、これは町民の、特にそういう子供を持つ保護者の方の、表面には出てこないんですけれどもね、余り。町は何やってんだと、職員があれほどいて、計画したオープンの日に遊具を1つも買うことができないなんていうのは、一体何なんだと。こういう厳しい意見も私に寄せられました。私もそのときに改めて予算も見ながら、これは本当に大変なことだなというふうに思ったんですけれども、子供が1年間、しかもオープンした記念すべき年に、遊具で遊べないなんていう、そういうことがどこの町村聞いても、聞いたことがないような、そういう状況ではないのかなというふうに私は、まあいろいろ大変な努力をして、あそこにこぎつけたという苦勞ももちろんわかりますけれども、

そういう状況は、そういう苦労は町民からは見えないですよ、やって当然だみたいな感じで。ですから、開発行為によってこういう協議が長引いたり、何回も行かなくてはならなかったりというふうなことで大変な状況だったのだということは、説明になります。それは残土を上げたというような、そういうことなんかも含めてあったわけですが、これはやっぱり浅川町のこれからの特に大きな、このハードの面で、建設なんかをやる場合に教訓とすべきだと思うのであります。そこで、これは聞くのも酷なのかなと私思ったりもしたのですけれども、やはり協議が長引いて、本当に何回も何回もこう聞きに行ったり、書類を取り寄せたり何だりして、ようやくこぎつけたということですから、そういう経費だってやっぱり大変だったのではないのかなと。逆に言えばね、出張旅費もかかるわけですから。だから、そういうものをなぜこう、掘り返すようでありますけれども、そこまで行ってしまったのかなと、こういうふうに思いますので、今後の教訓としてそういうことは絶対しないと、しないようにしなければならぬと思うのですが、その点の町の認識を最後にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 1点目の浅川座の件につきまして。浅川座につきましては、住居部分とその浅川座の部分が一体となっておりますので、そのような課税になっております。それと、税金につきましては、未納はございませんので、納付されているものと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 防犯灯のLED化に伴って安くなったのかということでございますけれども、私のほうもちょっとすみません、単価までは調べておりませんでした。消費電力が下がれば、当然値段は安くなるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 3点目ですが、まず、中央公民館の図書室には最後1万2,500冊蔵書がありました。引っ越しをしまして、4月1日にオープンに合わせまして分別をしました。その中でそっくりしたやつ1万冊は新しい図書館に蔵書になっています。残る2,500は、これは、何というのですか、ちょっと損じてしまったやつとかあったものですから、それは処分はしておらずダンボールに入って、今、新しい図書館の倉庫にはあります。今現在は県立図書館から5,000冊を借りていますので、今現在の蔵書は1万5,000冊となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、農業農村整備開発事業分担金につきましては、現在2人の方が未納の金額があるということでございます。電話催告、それから訪問等で納入のお願いをしている状況ですけれども、今後も引き続き訪問、あるいは電話催告等で徴収に努めてまいりたいと思います。

それから、ふるさと納税の関係ですが、現在返礼品につきましては、主に米、漢方資材の特別栽培米とそれ

から自然薯を返礼品としておりますが、一応3割未満のほうで対応しているところでございます。金額によって、その袋数を変えたりして対応している状況でございます。返礼品を今後とも品数を揃えるような対応をとっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） こども園の遊具が遅れたことにより、これらを今後どのように生かすのかということでございますけれども、こども園につきましては、皆様ご承知のように多くの方々の意見を聞いてでき上がったわけでありまして。そういう中で開発行為やいろいろ許認可の関係でおくれてしまったわけでございますけれども、今後、このような大きな事業をとり行うに当たっては、今回の経過を十分参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ちょっと税務課長にお尋ねしたいんですけれども、浅川座はひっくるめて会社の形になって、納税されているということですね。そうすると、その納税者ももちろんそういう会社の状況なんかもわかっているということであれば、そういう方々と、これは税務課のだけではないですね、ぜひ力を合わせてその方々と面接をしたりして、今の状況を、税金はもらっていますということを言いながら、安全を図るという面でぜひ早急に取り壊しをしてほしいと、取り壊しあるいは危険防止をしてほしいというようなことを、やっぱり働きかける必要があるのではないのかなと。これ副町長にお尋ねしたいのですけれども、事情もわかっているし、一番地元でもあるし、副町長、税務課とかさまざまな関連部署とも連携取りながら、あの問題をきちっと大きな事故が起きないうちに対処してほしいなと思うんですが、その点お伺いしたいと思います。

それから、LEDについては総務課長もそういうことだと理屈上は思うということで、ぜひ調べてほしいなと。同時に、当然のこと、総務課長に当然引き下げるとこっちから言うのが当たり前のことではないのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そして、そういうことについてこうなったということがわかれば、ご報告を折があればいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、図書の問題は、そうすると、古いものはダンボールに包まれてそっくりあるのですね、ああそうですか。なんか、それは2,500冊もあるからダンボールにいっぱいあるから、そこにどこにあるかわからなかったということなのかもしれませんが、そのそういう2,500冊が眠ったままにならない、そういう整理の仕方もあるのではないですか。例えばナンバー1のダンボールには、これこれこういうしかるべき本。そして、破損がひどくてあれだというのは、もうナンバー10だというような、そういう整理の仕方をして、やっぱりこういうものが例えば見たいのだという希望に沿えるような、古いのがあれば、そういうのもやっぱり検索すると。パソコンではそれは検索できないでしょうから、そういうふうにしてほしいなと。そうすると、全くりサイクルに回して投げてしまったなんていうのはないと、こういうことですね。その点は安心しました。ただ、そういう検索の仕方、整理の仕方、そういうものが素人の私だってそう思うのですから、やっぱり時間があればそういうしまい方というのですか、検索の仕方を工夫していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、開発事業のこの負担金の問題、これ臨戸徴収とかいろいろ努力しているのだと思うんですよ。実

際はこれもう15年やそこらたつでしょう。今は町道になっていますけれども、その年限からすれば、もっとこれ努力をしなくてはならないのではないのかなというふうに思うのですけれども、ことし金額では4万だか6万入ったということですね、29年度。だから、そういう努力はどのようにしているのですか。例えば1年に1回だけは行っていると、あとは電話でやれるときはやるというような、そういうものなのか、よく、その職員の中でもそういう当時の事情なんかも詳しくわかる、そういう職員も少なくなったと思うのですけれども、そういう状況を話しながら、やっぱりこれ早急にあれしなないとならないなというふうに思うんですが、その点、そのやり方等について、もっと綿密に計画を立てて回収をしてほしいなと、こういうふうに思います。

最後の、協議、開発行為の問題で、副町長から町長にかわって答弁がありましたけれども、本当にこれは二度とこういう轍を踏まない。もう町の担当課長も本当に頭痛くして何回も何回も県に足を運んだり、いろいろやって、それでもこういうふうになってしまったという、そういう結果なんですから、やっぱり相当こういう開発行為とか県や国に出すそういうものについては、従前の綿密な事前協議とかそういうものをきちんとやっていかなければならないのではないのかなと、さらに思いますので、老婆心ながら二度とその轍を踏まない、そういう行政の執行をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 浅川座の危険家屋の問題についてのご質問ですが、建物の所有者と土地の所有者は当然違います。多分議員言われていたのは、土地の所有者の話かなと思いますが、建物の所有者は1名でございます。土地の所有者が除却をできるかどうかという件につきまして、それはできないということで、土地の賃貸借契約に基づいて建物の所有者にそれを要求するというふうな行為になるのかなと思います。いわゆる私権の絡む問題、私有財産の問題なので、今の状況であればトタン1枚を持ち去ることもできないと、こういう状況かなというふうに思っています。例えば、道路上に落ちたトタンをどうしているのかというと、その建物の中にトタンを置いてくると、こういうふうな状況で、例えば道路上にこう飛散しそうな場合については、バリケードを張って、その飛散に歩行者がぶつからないように対応せざるを得ないという今の状況かなというふうに思っています。あと、ほかの建物に損害を与えた場合とかについても、民事上の問題として今の段階でちょっと解決しなければならないかなというふうな、そういうふうな問題ではないのかなというふうに思っています。とはいえ、崩れかけている浅川座をどうするのかという問題については、大きな問題かなと思います。一つとしては、本人に除却を依頼していくというふうな方法と、もう一つは法的措置をするというふうな2つの方法以外にはないかなというふうに思います。今の空き家対策の推進に対する特別措置法というふうな法律の中で、町で条例を制定したり、空き家の計画を立てる中で、市町村によって法的措置を行っているというケースもまれにあります。いわゆる助言、指導、勧告、命令、代執行または略式代執行というふうな、そういう手順で町が除却をしていく、そういう方法もある意味あるのかなというふうに思っています。実際は、全国で言えば、平成29年度で言えば、除却命令については全国で30市町村、行政代執行については全国で12市町村、所有者不明の略式代執行については全国で33市町村が実施をしているということですが、福島県内においての実績はありません。いずれにしても本人か関係者がその前の段階でもう除却をすると、町から連絡を受けて除却をしているというのが現状ではないのかな。あとは、そういうふうなところで、できないところにつ

いては、いずれの市町村についても対応に苦慮していると、そういう状態かなと思っというふうに思っています。今、先日も申し上げましたが、所有者に対して通知申し上げて、写真を入れて、何とか町のほうに連絡を取って協議をしたいというふうなことで連絡を取っております。また、それを続けたいと思いますけれども、どうしても除却できないという状況になったとすれば、先ほど言いました法的措置も含めて調査研究をしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 電気料の問題につきましては、今後よく調べてみたいというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 今後、ダンボールの中を工夫しながら整理したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、2人の方いて15年以上経っています。

なので、当時の状況等のそういった経過でこのような事態になっているのか等再度確認をしながら、引き続き徴収に励んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。その浅川座のことだけもう一度質問します。

菊池課長からする説明がありました。最後にいけば代執行をせざるを得ないような、そういうものも含めて、いろいろそこまでいく過程は大変なのだと思うのです。やっぱり役所の仕事というのは、そういう手順を踏まないと、通知を出して行き会えなければまた出して、行き会ったり、そうして共同してもらったならば、こういうことをやりますよとか、どうしますかとかといろいろ、だんだん強くなっていくのだと思うのですけれども、今の状況はそういう状況でないということを私訴えているんですね。現場見ていればわかると思うのです。風速30どころか25メートルだってトタン吹っ飛びますよ。そうしたときに、先ほども繰り返すようだけれども、子供がああ遊園地で遊んでいて遊園地まで吹っ飛んで行って亡くなってしまったなんていったら、誰が責任取るのですか。それは、町ではないのだと思うのですけれども、しかし、やっぱりそういう不幸が起きない、事件が起きない、そういうことを未然に防いで、町民の安全を守るというのも行政の仕事なのでよね、これこそ命を守る最大のものでしょう。だから私はあそこを見て、本当、震えるような、そういうものを覚えました。隣の家の境と東側見てください。トタン板とか重なっているのです。だからそういう状況を、やっぱりいろいろ難しいでしょうけれども、もうきちっと対処して何回でも何回でも行くとか、いろいろ労を問わず、やっていただきたいというふうに最後に強くお願いをして終わります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですね。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それでは、何点かお聞きいたします。

まず、34ページにあります一般寄附金及びふるさと応援寄附金、それぞれ説明がありました。4件と53件ですか、これについて、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと。例えば、その寄附者が町内の方なのか町外の方なのか、その純然たるふるさと納税のものなのかどうなのか、その辺含めてお聞きしたいと思います。これは54ページです。

それから、歳入ですね、35ページの弁償金ということで、例の公金横領のものでございます。これが現在まだ2,011万3,195円ございます。今年度、本人から10万円入金があったと。それで、今申し上げたような残金があるということでありまして、これにつきましては、私一般質問で何度も何度も町長に申し上げておりますが、町といわゆる公金取り扱いについて契約をしている収納代理金融機関、それから指定金融機関さんとお話合いを持ってください。話し合ってください。どのように解決するのか。ということで話をしてください。こういうことをお願いしているわけですが、いまだにやっていたいておりません。これは契約書があるわけですから、その契約書に基づいてそれぞれの当事者がどれだけの責任を負うかという、当然話し合いたと思います。これをぜひ持っていただきたいのですが、この辺、どうなっているのかをまずお聞きしたいと思います。それと同時にあわせて、その後、町と金融機関で契約書、毎年毎年やっていますよね。それらの契約書はその当時と内容的には全く同じ契約書を多分結んでいるのだと思うんですね。その辺についての見解をお聞きしたいと思います。

それから、48ページ。これは13、15、19節になりますか。これ滝ノ台の定住住宅のところでございます。これ幾つかに分かれておって、ちょっとわかりにくいので、その辺についてご説明いただきたいと思います。まず、駐車場をつくった堰堤ですか、あの工事はどれぐらいかかったのか。それから、建物そのものは幾らかかったのか。それで、全体でこの事業費は幾らかかったのか。それについてお聞きしたいと思います。

それから、54ページの3款1項1目8節に報償費、これは説明のとおりですね。民生委員さんにかかわるものということで、146万7,733円計上されております。この報償費はどのような使い方をされるのか、ご説明いただきたいと思います。さらには、56ページの3款1項2目の13節、56ページの頭からの13節委託料、498万3,600円、支出済額があります。これが、支援相談員等について使用しているということでしたが、この支援相談員等がどのような活動の中でこれらの費用が必要になるのかご説明いただきたいと思います。

それから、その下ずっといって、3目19節の負担金、補助及び交付金の2,260万8,497円について詳細をお聞きしたいと思います。

それから64ページ、一番頭の7節賃金ですか、817万8,308円、児童クラブということで、浅小が7名、里小1名、計8名ということでございました。今回何をお聞きしたいかという、職員数が140名を超えて非常に多いのではないかと質問を一般質問の中でさせていただきましましたらば、このこども園等の職員の数がふえているというようなお話、説明等がありましたので、ところが、この8名の人数は昨年度と変わっていないと思います。そういうことで、この辺の職員の数ですか、そこをもう一度簡単にいいですからご説明いただきたいと思っております。

それから、ずっとその下いって7目15節ですか、工事請負費ということで、これはこども園の建設費用で

ざいます。それで、このこども園の建設総事業費は現在のところ約幾らになっているのかということをもまずお聞きしたいと思います。何をご説明いただきたいかということ、浅川町のこども園は当初10億円ということで振興計画の中に上げておまして、それが13億、14億という金額なっているようであります。ところが、古殿、玉川は9億程度で同規模のこども園が建設されております。そうすると、この中で3億から3億5,000万程度の建設費の違いがあるわけです。この違いはなぜ生じたのか。それは建物を見てどこの部分のどこが浅川町の場合は金がかかっていて、こういうふうになったのかということだと思ふんです。その点についてお聞かせをいただきたいと思ふます。

それから、69ページ、4款の7目保健センター費の15節工事請負費184万6,800円支出されていますが、これは具体的にどのような工事の内容だったのか、お聞かせいただきたいと思ふます。

それから、82ページの7款1項1目商工費の中で、不用額が292万5,556円記載されております。これは毎年大体同額程度補助や委託などをされているわけで、なぜ今年度について292万5,556円もの不用額が生じたのか、その辺についてご説明いただきます。

それから、8款2項1目の15節工事請負費5,682万8,520円、それからこの下の15節1,338万5,520円、それから17節の公有財産購入費1,923万3,352円、これについては、初日の担当課長の説明のときに別冊資料をごらんになっていただければわかるということでありましたが、なお担当課長の手元にはどこということで、すぐわかるようになっているはずでございますので、この点をご説明いただきたいと思ふます。特に公有財産購入費では面積がどれくらいで平米幾ら幾らで、幾ら幾らになったかと。その辺までご説明をいただきたいと思ふます。

それから、款をちょっと次の次の次のページまで書いてもらおうとわかるのですが、10款ですね。94ページの10款2項1目15節の工事請負費ということで、初日の説明では小学校南校舎のガラスということで、372万7,414円、ガラス等ということでしたか、それでちょっと金額が多いので、具体的にどのような工事だったのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、別冊になりますか、別冊の部門別主要施策の成果概要書の中の10ページに、地方創生事業（2）の地方創生型多世代交流拠点施設整備事業ということで、寄附採納があった旧病院施設をネウボラ拠点を兼ね、という言葉が、初めて聞く言葉が出てきたので、このネウボラ拠点ということについてお聞かせをいただきたいと思ふます。それと同時に多世代交流拠点分の事業費は総額で幾らだったのか、それから、図書館の総費用は幾らだったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

あと、もう一点は、監査委員さんからの審査報告書の中で数点お聞きしたいと思います。

先ほど10番議員さんのほうからも出ていましたが、過年度分の負担金、これの収納が非常に悪いようであります。それと同時に、ずっと見ておまして、町税それから固定資産税、国保税等、いわゆる税務課が担当されておる徴税については、非常にここ何年か例のないぐらい向上されているのですね、収納率が上がっていて、大変一生懸命やっているのだなというふう感じておりました。ただ、その反面、町営住宅使用料とか、あと公共下水道使用料とか、あと上水道使用料とか、それらの使用料関係等については依然として滞納額がふえているようであります。これらについては、同じ調査内部でありますので、しっかりと税務課の経験とかそういったものも、ひとつ参考にしながら、さらに徴収率を上げていっていただきたいなというふう思うのであります。



以上でございます。

〔「聞き取れなかったところあったならば再度」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず、最初のほうでございましたけれども、寄附金関係だったかと思えますけれども、歳入のほうの17款1項1目の一般寄附金、これにつきましては、4名の方々から寄附があったところがございます。3名については町外ということでございます。

次に、2目のふるさと応援寄附金でございますけれども、これにつきましては、53件、51人から寄附をいただいたということでございます。

あと、弁償金の関係でございましたけれども、35ページ、36ページのほうかと思えます。一番下のほうに2目の弁償金ということで収入未済額2,011万3,195円、29年度につきましては、横領分として10万円の入金があったということでございます。この2,011万3,195円、これにつきましては、3月31日現在の元金、費用、利子を含めた現在の残金となっております、本人のほうにも定期的をお願いをしているところでございます。

あと、金融機関との契約については、同じものを使っているということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 定住・移住促進住宅の建設に関するご質問でございますが、駐車場等の設置、L型擁壁の設置工事等については、2件で180万ほど支出をしております。それから、工事費につきましては、多分前の議会でもご説明申し上げたとおり、8,046万円となっております。委託については……

〔「数字のほうもうちょっと聞き取れるように」の声あり〕

○建設水道課長（八代敏彦君） わかりました。

駐車場及びL型擁壁工事につきましては、約180万円ほどとなっております。2棟の建設工事費につきましては、8,046万円。細かいところまででしょうか。何円までとか。

〔「委託費」の声あり〕

○建設水道課長（八代敏彦君） 委託費については、設計委託料と、あと管理業務の委託を含めまして約880万円ほどとなっております。それから、加入負担金、汚水処理負担金や広告料諸経費等を全部ひっくるめていただいていいですか。

〔「はい」の声あり〕

○建設水道課長（八代敏彦君） 合計で約9,370万円ほどの支払いとなっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、53ページですね、社会福祉総務費の賃金ということなのですが、これは住民課の嘱託職員の賃金になっておりまして、一応社会福祉総務費のほうから支出をしている、年間の……

〔「54ページの民生委員が」の声あり〕

○保健福祉課長（坂本高志君） 民生委員の活動補助金ですか。

〔「報償費」の声あり〕

○8番（田中重忠君） 民生委員146万7,000円について、概略どのような。

○保健福祉課長（坂本高志君） わかりました。

民生委員の活動費ということなのですが、内訳的にちょっともう一度調べさせていただきたいというふうに思います。後ほど。

続きまして、障がい者福祉費ですね、55ページの委託料ということなのですが、委託料につきましては、昨年度大きなもので言いますと浅川町障がい者基本計画第5期障がい者福祉計画の策定業務の委託料が260万ということで、大きな金額になっておりまして、そのほかは障がい者相談支援の業務委託料が149万6,000円。そのほかは電算関係の委託料ということになっております。

同じく老人福祉費の負担金、補助及び交付金だと思うのですが、これは福祉会等への負担金等になっております。

それから、64ページ児童クラブの賃金に絡んでの人数ということなのですが、現在は浅川小学校で7人の児童クラブ指導員。それから、里白石で1名。合計8名ということになっております。

それから、幼保一体の工事費ということなので、私のほうからわかる範囲での合計の金額をちょっと述べさせていただきたいと思うのですが、ほかの工事担当の建設課も絡むと思うのですが、私のほうで把握している数字ということで、全体の事業費としましては、まず本体建築工事に関しましては7億8,854万円。多目的施設、一部別発注した場所だと思うのですが、これが1億5,530万8,000円。それから、幼保一体化施設の監理業務委託費、これが2,160万円。こども園開発許可変更届出業務の委託が158万7,000円。それから、こども園の関連備品購入ということで、3,765万6,000円がいわゆる明許繰越ですので、今年度の決算にかかわる分の総額というふうに捉えていまして、これ以前の総額についてはちょっとうちのほうで把握していませんでしたので、あと後ほどご確認をいただきたいというふうに思います。

それから、69ページの保健センター費の15節工事費の内容ですが、これは保健センター自体の施設自体がかなり老朽化しておりまして、昨年大きな漏水工事が発生しました。内部の配管がえを含めた工事請負費となっております。

以上です。なお、先ほどのほうはもう一度調べさせてください。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 81、82ページの商工費の不用額ですが、292万5,556円は1目の商工振興費、2目の観光費合わせた額で292万5,000円となっております。現在その不用額の主なものとしましては、1目商工費の19節で中小企業債への利子補給分を当初120万円ほど見込んでおりましたが、実際が四十何万円程度になったこと、それから昨年のお盆の花火の際のフェスティバル関係で、ちょっと雨の影響で一部取りやめになったところがありまして、その分が補助金のほうが減額となっております。それから、観光費のほうにおいても、花火関連経費のほうで当初見込んでいた、そういう看板作製とかそういったところが十分足りていたのかなということでの不用額でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 8款2項1目道路維持費の85ページ15工事請負費支出済額5,682万8,520円の内訳ということでよろしいでしょうか。成果の概要をちょっと見ていただいて、あわせて説明させていただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 場所とどんな工事だったか、ちょっと簡単に説明してもらえればいいです。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） そうですか。まず1つは区画線の設置工事でございます。その他線含めて8路線を行っております、167万2,000円の支払いとなっております。

道路維持補修につきましては、細かいところが多くて、ちょっとどこだと申し上げられませんが、18件で1,394万9,000円となっております。

道路補修の場所につきましては、本内・破石線が起点側から150メートル。背戸谷地・大代線が12.1メートル、大明塚・背戸谷地線は一部補修ですのでメートルはかかっていませんけれども、グラウンド前駐車場ということで3件、1,372万6,000円となっております。

それから、橋梁修繕、青葉橋外ということで、青葉橋とあと畑田八ツ堀田橋の補修を2カ所行っております。金額につきましては、2件で2,748万2,000円でございます。

以上でよろしいでしょうか。

次に、その下の道路新設改良費の工事請負費でございますが、大明塚・背戸谷地線の側溝の敷設工事になって、よろしいでしょうか。その下の用地費の件でございますが、土地開発基金に支払った分もあるので、直接金額と合わなくなってしまうかもしれないのですけれども、29年度に購入したところということでご説明を申し上げたいと思います。大明塚・背戸谷地線につきましては、4名分で412.66平米でございます。曲屋・破石線につきましては、用地につきましては14名で4,528.65平米。物件の移転補償費につきましては、2件で倉庫工作物等9件の物件の補償をしております。合計で1,923万3,352円なのですけれども、このうちには土地開発基金への支払いも含まれておりますので、それはご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

93ページ、94ページなのですが、浅川小学校の工事請負費ですけれども、内訳につきましては、南校舎及び北校舎の内装改修を行いました。具体的に言いますと、教室の壁がもう色が落ちたものですから、ペンキを塗りがえしました。それと廊下なのですけれども、廊下のクロスが剥がれそうになっていまして、これも全体的にクロスを張りかえしました。それが1つです。それと体育館なのですけれども、体育館の両サイド、薄い昔のガラスになっているのですが、ひび割れとかが五十数枚あったものですから、それを一括でガラスを交換しました。以上です。77万7,000円でした。

それと、引き続きなのですけれども、新しい図書館なのですけれども、新しい図書館は一つの建物ですが、町単独の費用と国の補助を受けての費用とがございます。工事費が。町の方で改修にかかったお金は3,378万円です。国の補助、地方創生の多世代交流拠点ということで国庫補助を受けましたが、その金額は1,599万円

です。計で4,977万円程度かかっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 10ページになります。ネウボラ拠点でございますけれども、これにつきましては、妊娠、出産、子育てまでの関係者が一体的に支援できる施設ということで、位置づけたところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 大変失礼しました。

3款1項1目の社会福祉総務費の報奨費ですが、民生児童委員活動費で会長、副会長、委員を含め18名の前期後期の報償費となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○8番（田中重忠君） 使用料と町税の、審査報告書のほうの。

議長、ちょっと説明していいですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 町営住宅の使用料の問題でございます。町営住宅につきましては、滞納者は過年度分ほぼ同じ方が滞納されているというふうな現状でございます。担当者ですが、連絡等を常に取り合っており、定期的な納入等をお願いしながら納入の促進に努めているところでございますが、なかなか難しい状況もありまして、ちょっとずつ収納率が下がっていったような状況になっているかなというふうに思います。今後とも町営住宅の入居者と常に密接に連絡を取り合いながら、収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） それぞれご答弁をいただきました。

それですね、寄附金とこのふるさと寄附金のところで、人数3名ほかということですが、この辺ちょっと聞き取れなかったのですが、この4名のうち町外は何名だったのですか。それから、51人の寄附者のうち町外は何名だったのか、そこのところちょっと聞き取れなかったというか、明確におっしゃっていただかなかったので、その辺を確認でお聞きしたいと思います。

それから、今度は公金横領のところでお聞きしたのでありますが、他の金融機関との話し合いは依然としてやっておられないわけですが、これについては担当者というよりも、町長、どうなのだからそこをもう一度明確にお答えください。それから、なぜ私そういうことを言うかという、契約書の中で連帯して責任持つようなそういう契約書になっているのですよね。よく読んでいただくと。そういうことをお聞きしているわけでありまして。それから、あの事故後も同じ内容の契約書を使っているのであれば、今後これと同じよう事故、起きる可能性はほとんどないと思うんですがね、もし、そういうものが起きたときにですよ、同じ契約書で現在やっていて、また同じ結果になるのではないのですか。なぜ最終的に町の公金が全額回収できなかったのか。その辺もきちっと翻って。今交わしている契約書そのものに不備があるのであれば、その不備はしっかりと直さなくてはならないと思うのですね。そういう意味で私はここでお聞きしているわけでございますので、それ

についてご答弁をいただきたいと思います。

それから、定住移住住宅の件なのですが、2,370万円ということですが、これについて私どうしてもわからない部分があるのですね。というのは、この使った土地は宅造会計で用意している土地を使う。そこへ町の一般会計で建てた建物が建つ。そして町長の今議会の行政報告か何かで出てきたのは、結局2区画減ったんだと。2区画売れたんだみたいな感じの、そういうお話もしています。ところが実際には、土地そのものは何も変わっていませんよね。その2区画の土地を使って一般会計の金で建物を建てて、依然として土地は売れていない。その上に建物が乗かってしまった。これ、ますます売りにくくなる。ますます大変なことになる。ということなのですが、この辺についての考え方、どういう考え方でそういう対応されたのか、これについてお尋ねしたいと思います。

それから、あと1点、難しい問題ばかりで町長申しわけないです。決して町長に他意があってそういう質問をしているのではなくて、純然たる私理解できないんで質問をしているわけでありますので。こども園全体で、これ先ほど説明のときに幾つかに区切って答弁担当者されていますけれども、大体13億ぐらいですか。ということで、予想しています。まだ終わっていないので。私が先ほど申し上げたのは、古殿町や玉川村で9億円程度で仕上がったものが浅川町でなぜ13億円になったのか。それは当然、玉川さんや古殿さんの建物と、こども園と違って、浅川町の場合はこういう特別なものをつくったんですよと。だからこれぐらい結局多くかかったのですよと、そういう説明について私はお聞きしたいわけであります。これが、3,000万、4,000万、5,000万程度の差額であれば、さして私、問題なくはないものでありますかね、それほど大きな問題にならないと思うのですが、やっぱり2億、3億の同じような建物を建てて、別な町村の建物と比べて3億5,000万の事業費が違ってくれば、これはなぜ違ったのかということで、これはお聞きしないわけにいかないの、その辺について再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、図書館もそうですが、図書館のあれも3,378万円と1,599万円と合計4,977万円でありましたが、この図書館そのものの事業費、もっとかかっているはずですね。6,000万とか7,000万とか8,000万。私がお聞きしたいのは、この事業費が幾らかかったかということが聞きたいので、それがわかればお答えいただきたいと思います。

とりあえず以上、ご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 寄附金でございますけれども、一般寄附、先ほど申し上げましたとおり4名の方から寄附を受けております。そのうち町外の方は3名でございます。あと、ふるさと応援寄附、これにつきましては全て町外の方でございます。町内で受けても寄附の該当にならないということで、全てこれに関しては町外でございます。

以上です。

公金の関係でございますけれども、これについてはあくまでも横領した職員が悪いということで、裁判のほうでもそのような形で本人に全額請求しているところでございます。そのようなことで、金融機関とは話し合いを持っていないということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 宅地造成事業で設置した土地に一般会計から建物を建てるというふうなことですけれども、まず、滝ノ台ニュータウンの宅地要綱をどういうふうにするかということについては、さまざまなご意見があろうかなというふうに思っております。初期の目的としては定住移住促進住宅という形で住宅を建設して、町にほかの町から若者を呼んで、浅川町にも定住していただきましょうというふうな、そういうことで住宅の建設を、4戸住宅を建設するというふうな事業になっております。滝ノ台ニュータウンに建てるか、ほかにも町の土地があって、その町に建てるかというのは選択の問題かなと思いますが、ほかの町の土地に建て、町に住んでいただくというふうなケースもあろうかと思っておりますけれども、町としては滝ノ台ニュータウンの販売促進を図っているという意味で、滝ノ台にまず長い間住んでいただいて、滝ノ台の皆さんと交流が図られて、町のよさを知ってもらって、その後もぜひ滝ノ台ニュータウンに住んでほしいという、そういう意味も含めて滝ノ台ニュータウンの活用ということで一般会計から支出して、賃貸用の住宅を建てたというふうなことかなと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 会計管理者、須藤寿行君。

○会計管理者（須藤寿行君） それでは、お答えいたします。

これまでこども園の建築に携わった、開発行為等に携わってきたものですから、私のほうから回答させていただきたいと思いますが、幼保一体化施設整備事業費につきましては、総額12億3,300万円となっております。その内訳については用地の取得、それから造成、設計、建築設計、造成工事、建築工事、そしてそのほか備品等もさまざま含まれた総額となっております。それが12億ということでございます。古殿と玉川の建築工事費につきましては、建築工事と造成工事の合わせたものの費用だけでございます。浅川町で建築工事だけを見ますと8億6,400万円、造成工事で1億5,300万円、合わせますと10億1,700万円の費用となっております。建築工事だけを見ますと、浅川町が8億6,400万円でございますが、古殿ですと7億8,600万円、造成工事を合わせまして8億3,300万円ということになっております。玉川村ですと造成工事、がございませんでした。建築工事だけで9億1,800万円ということで、それぞれ建てる場所、さまざまな要件によって建築工事費は変わってくるものだと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 図書館の建設工事費ですが、先ほど私述べました4,977万円、それに館内の備品等を備え付けのものをカウントしますと260万が足されます。よって、5,003万円になるかと思われま。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 時間があれなので、そろそろ、ちょっときれめがつかないみたいなので、ただ、それぞれのこども園の経費の問題については、課長の説明したその説明をそのまま聞いているとおそらく誤差が2億、億単位の誤差があるはずで。ですから、それについてお聞きしているわけです。これは後でさらに話していかななくてはならないかなと思っております。

それと、横領公金の問題で、横領した本人だけが悪いと、契約書皆さんよく読んでないのですよね。あの契約書の中には、万が一そういう事故が起きたときには、それぞれの金融機関はどのような責任を負うか、どのようにするか、どのような方法でそういう事故が起きないようにするか、それがみんな書いてあるのですよ。あれだけの契約書を交わして、事故が起きたときにその職員一人だけが悪いのでそこからだけもらうのだと、あの論法は浅川町でしか通らないと思いますよ。それを申し上げておきます。

私の質問は一応それで。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はなしね。

○8番（田中重忠君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 本案に反対の討論を、共産党議員団を代表して行います。

本案には、私たちが求めてきた幼稚園の授業料の無料化の実施など、前進した面もあり、評価するものがあります。しかし、本案では幼保一体化施設建設工事など、関連工事を含むものも決算されております。こども園の建設には、もちろん私たちも賛成の立場でありましたが、用地価格をめぐる1平米6,000円という町の基準や、不動産鑑定士の鑑定価格をはるかに高いものが買収価格になりました。私どもはJ T跡地に間に合うことなどを考えれば、町民の声をきちんと反映しないといてもいい状況になったことは非常に残念であります。また、建設に際して、園長室や三角スペースなどは省いて経費を節約するべきだとの提案もいたしましたが、見直されませんでした。何よりも本案では、オープンと同時に使用できると誰もが思っていた遊具が建設できなかったことは誠に残念であります。遊具は子供たちにとってどれほど大切なものであるかは言うまでもないと思います。広々とした園庭のもとで遊ぶ子供たちを考えたとき、町は何をやっていたのか、行政の怠慢と言われても仕方がないという、保護者を初めとする町民の声は率直で当たり前であると思います。開発許可問題でのトラブルなどの理由は成り立ちません。これからの町の仕事では決してあってはならないし、この問題はこれからの行政の教訓とすべきものであります。

また、集団健診の一部有料化の問題も吉田富三記念館を持つ我が町として、全ての健診を無料化して、健康づくり日本一と言われる町こそ目指すべきところではありませんか。過去に、健康保健推進協力員の活動などを通じて、保健活動で浅川町は厚生大臣表彰を受けたことがございます。あの当時を思いすると、ぜひ、記念館を核として、町民の健康推進のために町はもっともっと力を強めることこそ求められていると考えます。私たちは子育て支援の町、子育てするなら浅川町でと言われ、若者が移り住んでくれるような町づくりを進め、そのためにこそさらに充実するその一つとしても、学校給食費の無料化などの実現をさらに求めて、私どもはいくつもありであります。

以上を申し上げまして、反対討論といたします。

以上。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 平成29年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を申し上げます。

初日、町長から提案理由の説明、また各課長よりも詳細に説明がありました。その中で歳入においては、特に徴収事務に力を入れており、収納率の向上に努められていることが認められました。

また、歳出におきましても、各般にわたり重要な施策を実施され、特に、あさかわこども園は立派に竣工しました。これらの実績を大いに評価いたしまして、私は本案に賛成するものであります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第1、認定第1号 平成29年度浅川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、認定第2号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 4点お尋ねをしたいと思います。

保険給付費の医療費です。これが前年対比92.1%と大きく減りましたけれども、その要因についてはどのよ



うに捉えられているのか伺いたいと思います。

2点目です。町の検診で要精密検査と診断された方の受診率の向上というのが今の町の課題になっていると思うんですけども、これについて29年度はどのように取り組まれて、どういうふうになったのか伺いたいと思います。

それから3点目です。私、最近身近なところでわかったことなんですけれども、何年も前にお医者さんにかかったときにもらった薬をずっと飲み続けている高齢者の方がいらっしゃいました。それで、現状から見ると、もうそういう薬は飲まなくてもいいんじゃないかというふうに思える薬なんです。やめてみたらどうだいというふうに言って、やめたならば、別に異常はないという状況なんですけれども、そういうふうに unnecessaryな薬が支給されているということが、やはり国保の医療費を押し上げる要因の一つではないかというふうに思うんですが、これに対するチェックというのはどういうふうなものがあるのか。本当に必要な薬が処方されているのかどうかという点なんですけれども、その点について伺いをしたいというふうに思います。

それから4点目、古い保険証の扱いなんですけれども、新しい保険証が郵送されてきた際に文書が入っていて、古い保険証は役場にお返しくださいと、こういうふうになっております。でも今、多くのカード類ははさみで切って廃棄してくださいとか、そういうふうになっております。町が保険証に関して役場に持ってきてもらう必要はほとんどないわけでありまして、やはり持ってくる手間を考えたならば、はさみで切って捨ててくださいみたいなものを入れてもいいんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、保険給付費の減少ということですが、昨年度と一昨年度、比較しても大きな疾病での1件当たりの医療費は、大きなもの、目だったものがないということを勘案しまして、被保険者のまず減が考えられるのではないかというふうに考えております。

それから、予防医療に効果があったという、いい形で考えればそういう言い方も可能だと思いますけれども、全体の見方としては、やはり被保険者の減少によるものではないかというふうに捉えております。

それから、2番目の検診後の要精検の対応ということで、この間も保健センターのほうと協議して、なるべく直接本人に連絡するような形でということで、一旦は通知とかで差し上げているんですけども、なるべく本人との対話できるような形で対応したいということで。なおその際には、いわゆるそのままの状態にしておく重要な疾病になるおそれのあるデータとか、具体的な例を挙げて交渉したいということで、去年からの多分懸案の事項だったので、そういう形での協議を行いました。

それから、 unnecessaryな薬剤に関してのチェックとかという形だったんですけども、これに関しましては重複医療とレセプトの点検を今まで行ってございまして、レセプトの点検ですと実際の疾病の内容の確認を含めて、薬剤をどういうのを使っているかというのも全部あると思うんですけども、ただ unnecessaryなものの確認というまではちょっと至らなくて、現在、医療機関で受診すると、恐らくほぼ医療の診療費よりも薬剤代のほうが高い状況だと思います。いわゆる同じような疾病の場合は同じような薬品を使って投与している場合で、これがやっぱり医療費の増加につながっている要因とかがあると思われるので、ちょっと今後これは医療関係の詳しい先生方の意見とかも聞かなくてはいけないと思いますので、町内の医療機関の先生方にもちょっと相談してみたいなというふうに思います。

それから、古い保険証の返還ということなんですけれども、これはまさに新しく更新された場合に、古いものは町のほうに返還してくださいということで明記してあります。これはそういうことになっていると思うんですけれども、恐らく重複で使うことの紛らわしさがあって、恐らく交付したときに、高齢者だとすると古いほうを持って医療機関に行くなんていうこともあるので、そうすると、その被保険者自体も困ることがあるので、できる限り返してくださいということだと思えます。ですから、ご自身で適切に処理できるのであれば、はさみを入れて使えないようにするとかということも可能だと思いますので、ちょっと返還されていない方というのも実際いると思いますので、その辺はちょっと今後検討させていただいて、何か明確に区分ができるようなことがあれば返却なしでできるかもしれませんので、ちょっと検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目はわかりました。

2点目は、なるべく直接本人に話をすると。結果の通知だけじゃなくて直接本人にお話しをして、重大な事態にならないように説得をして受けてもらうように対応を今後していきたいと。今後こういう方向を確認したということに理解してよろしいですね。

3番目、不必要な薬品の処方、これをチェックすることは、今のところそういうシステムはないということなんでしょうか。重複受診とかそういうのはチェックできるけれども、お医者さんが処方する必要のないものを処方している、実際にあるんですね。もう何年も前にちょっとぐあいが悪くなって行った。それで処方されたやつをずっと何年も何年も飲んでいて、何でこんなまだ飲んでいるのというような薬だったんです。やめても別に異常はないし、もうこれは医者の方の問題なのかなと思えます。町ではとにかくそういうものが適正な薬かどうかのチェックをする方法はないと。こういうことなんですか。改めて伺いたいと思います。

それから、旧保険証の扱いなんですけれども、間違っただけで古いものを使うことがないようにということで、役場に返してもらおうと。古いものを間違っただけで使わないためにはさみで切って捨てるかということだとして、これはあり得る話なんです。私、逆にお聞きしたいんですけれども、役場に返還される保険証はどのぐらいあるんですか。どのぐらいの町民の方が役場に持ってきて返還されているんですか。ちなみに私は1回も役場に持ってきて返したことはないんですけれども。その必要はないと思っているから。どういう状況なのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 不必要な薬ということなんですけれども、皆さんも医療機関にかかると思うんですけれども、違う病院にかかっても同じような処方箋で薬をいただきますので、その薬に関しては多分使用期限みたいな形で表記されているものはあるんですけれども、ただ個人がその使用期限等について不安であれば、多分うちの保健師等はそういった知識もお持ちですので、問い合わせがあれば、うちのほうで保健センターとかで対応は可能だと思うんですけれども、その以前にそれを防ぐという方法は、今のところちょっと難しいのかなというふうに考えてはおります。

それから、古い保健証の返還率ということなんですけれども、ちょっと残念ながら私まだその辺まで把握し

ていまして、詳しい返還率、おおよその返還率が必要であればちょっと調べてみたいと思うんですけども、恐らく返還者というのはそんなに多くはないと。先ほど議員さんおっしゃったように、自己管理ではさみを入れる、結局はさみを入れてなくて使っていないということなんでしょうけれども、強制ではないので、返還してくださいということで表示してありますけれども、住民の方によっては気をもまれて必ずきちんと丁寧に返される方もいらっしゃるの、ちょっと今後、返還のあり方についてはもう一度検討させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町も今、ジェネリックの薬を希望しますということで、保険証に貼るということをやったりして、できるだけ医療費を安くするというふうなことをやっています。その効果というんですか、そういうのは目に見えてわかるのでしょうか。そこら辺、私は保険証に貼っておるんですけども、その辺のチェックというのは、例えばこの薬は無駄ですよと言えるような、そういう専門的な知識を持っている役場の職員はいないし、医師というそういうあり方を考えると、なかなかチェックが難しいなと思うんですけども、現在のはがきで来る医療費の明細、何月分は幾ら、自己負担は幾らと幾ら書かれて来るんですね。これは間違いなんかがあればそれはもちろん明らかにわかると思うんですけども、そういう不必要な薬というもののチェックというのは非常に難しい。はがきを送るということは、それをもって本人の自覚も促したり正確にするという意味も持つんだと思うんですけども、チェックの体制というのは町としてはやっているわけではないんですか。診療の薬品の投与のそういう状況を見ながら、そのやり方というのはどういうふうにしてやっているんですか。非常に難しいなと思うんですけども、私がつい最近行った医療機関では、薬は2回行っても2回とも一切出さないと。ああ、これは例えば本来の、何というんですか、坐骨神経痛から来るものであるということであれば、その本来を直さなければだめなんだからということで、それを少しぐらいの痛みとかそういうものは、本来その本人が治すものだから、本当にひどいものでない限りは鎮痛剤なんかはもらわないほうがいいですよ。逆に医者が言うように、そういう事例に私は遭って、ああこの先生は今までからすると、だから2回行って2回とも一切薬出なかったんです。なるほどなというふうに思って、そのうちその痛みからも解放されたのですが、そういうことを考えると、これはもう医療の本当に今は果てはモラルの問題につながってしまうんだなというふうに思って、非常に難しいなと思うんですけども、チェック体制というのはどういう形でやられているんですか、町がやれる段階で。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 質問の趣旨からですと、各医療行為に関する薬の投与関係を含めたチェック関係というご質問なのかと思うんですけども、ちょっと医療行為に関しましては、これは医療機関で行う診療ですので、私どもではちょっと関与できないところなんですけれども、ただ診療を受けた後のいわゆる診療報酬、それから診療の内容、金額も伴いますけれども、それは今までレセプトの点検を全て行っておりまして、

重複や誤り、もちろんはがきで手元に行っている内容に誤りがある場合とかは申し出ていただくような形なんですけれども、事前にその内容が間違いないかどうかを確認してから通知を差し上げている状況だと思います。先ほどありましたジェネリック医薬品とかのちょっとお話もありましたけれども、これも効用とかについては我々はわからないんですけれども、ジェネリック医薬品は恐らく初めに取った特許の後発的な薬品だというふうに私は思ったんですけれども、ですから医薬品の値段が安く医療費の減額に努められるので推奨しているんじゃないかなと。効能については医療機関で発行しているものなので間違いはないと思うんですけれども、以上のようなことでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 例えばレセプトを見て、重複しているとか、いろいろそういう誤りなんかわかると思うんですけれども、例えば大きな貼り薬なんか、体いっぱい貼っても貼り切れないほどの数量が出ているなんていうのはチェックできるんでしょうかね。そうすると、それが例えば1日10枚の貼り薬にこれが1週間やるなんていうわからん話でしょう。そういうのは現実離れしているのではないのかなと思うんですけれども、そういうものに対するチェックというんですか、医者に注意を喚起するみたいな、そういうことは何らかの形でできるんですか。そしてそれは現在ではしているんですか。非常に難しい問題だとは思いますが、どうなんでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 医療の細かな分野にわたるんですけれども、例えばそういった調剤薬局から提供される医薬品というのは、判断した医師がどのぐらいの薬品が必要かということで判断するんですけれども、これは多分小さな貼り薬も、そういった医療機関で診療した場合には多分薬事法に定められて枚数とかも決定されると思います。ですから、過剰なというのはちょっと考えにくいんですけれども、中には多目に高齢者の方なんかいただいているというような感じも受けますけれども、それは薬事法に従ったものというふうに捉えざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点だけお聞きします。

148ページに委託料ということで299万7,184円計上されています。そして、不用額が194万4,816円。これは13節の委託料102万5,621円の不用額が主な原因だと思います。それで、これは成果表の77ページにもありますが、町民の特定健診、これについては議会ごとに、有料部分について有料にすべきではないんじゃないかと、そういう議論が行われてきております。それで、79ページにあります特定健診299万8,000円、これは対象者が1,249人。受診者が555人で44.4%。要するに対象者の半分が受診していないんだと思うんです。だとすれば、これは1人当たりを有料にしてどうのこうのという、そういうレベルではなくて、やはり1,249人の対象者に一人でも多く受診してもらうように、ページちょっとわからないですか、決算書で148ページの13節委託料からです。そして、私が今読み上げている成果表は79ページで、こういう結果が出ているわけですから、料金を

有料にするということではなくて、やっぱりもっと対象者全員が受診できるように、しやすいように改善するべきではないかと思うんですが、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ご質問の趣旨をちょっと要約しますと、結局、健診料については、いわゆるこういう各委託料を含めて不用残があるので、そういった予算も含めて有料化の部分を無料にして多くの方が受診したほうがいいのではないかというご質問でしょうか。もう一度確認させていただきたいんですけども。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私が申し上げたのは、要するにこの77ページにあります特定健診、これはちょっと私の勘違いで、これは全て無料でやっているということですか。

〔「いや、そういうことではなくて」の声あり〕

○8番（田中重忠君） 私が申し上げたいのは、対象者が1,249人もいるのに受診している人が半数にも満たないと。こういう状況を考えたときには、町は少々の個人負担金を徴収するのではなくて、一人でも多くの町民の方に受診をしてもらう、こういう方向を考えるべきではないのかなというふうなことで申し上げました。そして、それはもう一つは根拠になっているのは、148ページの委託料の中で102万5,621円も、これも不用額になっているということになれば、当然個人負担を取らなくても十分対応していけるのではないのかなというふう思ったので、それをお聞きしているわけです。ですから、私のほうで質問の趣旨が違っていただければ大変申しわけございませんが、一応私のほうの趣旨としてはそういう趣旨です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） どうも申しわけありませんでした。

まず、予算的な部分からご説明したいと思うんですけども、委託料の不用残が194万4,816円あるということで、私もちょっと多いなということで精査してみたところ、この委託料についてはちょっと全ての町民が受けるような形で、多目と言ってはおかしいんですけども、予算を確保しているという状況で、足りないという事態を招かないような予算の取り方をしている要因がまず1つあります。

それから、先ほどおっしゃいましたような形で、無料化ということで今議会でも何度か議論されていた部分だと私は思うんですけども、先ほどのお話にもありましたように吉田富三博士の生誕の町ということで、私個人的には無料化として、いわゆるそういった町の医療保険事業の対外的なPRのポイントとしてあってもいいのかなというふうには前考えておりましたが、実際なぜ有料化したかという、やはり自分の健康は自分で守るという、そのちょっと一段高尚な形で、そういう町だからこそ、医療を進める町だからこそ、そういう高い思想に立って進めていくべきだという、そういった判断のもとでこの有料化がされたのかなというふうに思っております。

今後、既に有料化が始まってしまいましたので、無料化につきましては今後もう一度再考することがあれば、内部でもう一度再考しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 一人一人の町民の意識を高めるというのは、非常に健康を維持するのについて重要なことだと思うんです。それは大事なんですけれども、やっぱりぐあいが悪い、医者にかかる必要がある、そ

うものについてはしっかりとかかって、早期発見、早期治療に励むことも、私ども町としては、保険料の医療費の支出を抑えるという、その部分にももっと強く着目しなくてはならないと思うんです。本人が自覚してやるのはいいんだけど、余り自覚が進まなかったならばどんどん保険給付費がふえていくというのでも困ると思うんです。だから、その辺はひとつ、そのための健診だと思っんです。やっぱり早く見つける、悪いところがあれば早く見つけるというようなことなんじゃないかと思っんです。それはやっぱり一人でも多くの町民が健診を受けられるように、やっぱり町のほうとしても進んでいっていただきたいというふうに思っます。ましてや料金のことについては、これは決算の審査ですからあれですけども、今後の予算措置や何かの中で十分考慮していっていただきたいなというふうに思っわけです。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 確かに無料化になれば受ける底辺の人が広がって、それが予防医療につながって医療費が抑えられるという考え方も理屈的にはあるのかなというふうには思っています。現状、既にこういっった形で事業が変わって進んでしまっっていますので、これを変更するといっ形になりますので、今おっしゃられたようなことを含めて内部で検討しながら、町保険医療の構築のためにちょっと再考させていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、認定第2号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

---

### ◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、認定第3号 平成29年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 平成29年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

私はこれまでの議会の中で、一般質問、質疑等でこの宅造会計のあり方について非常に大きな問題があるということを指摘してまいりました。もちろん今回の反対の理由もそうであります。今決算の中でも定住・移住住宅2棟を建てて、2区画いわゆる宅造としては実質的には売れないような状況になりました。そのことで37区画から35区画に単純に数が減ったというふうに考える考え方は、これは極めて大きな間違いであります。やはり宅造は当初つくった目的により真剣に寄り添って、そして一区画一区画、苦難を乗り越えて販売していく、このことが私どもに課せられた使命だというふうに思います。そういう点から、そういう方向とは全く違った方向に行っておりまして、この決算年度でも9,000万円の一般会計からの繰入金を入れて、そして庁舎建設基金の繰入金を解消すると、こういうふうなことになっております。この点を強く指摘します。私は反対討論いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私は定住モデル住宅については町が新たに土地を求めて、わざわざお金を出して土地を求めて建てるよりは、造成した宅地があるわけですからそれを活用する、これは全然間違いでも何でもなかったというふうに思います。今後もぜひ、もっとふやすような検討もしていただきたいなというふうに思っております。間違いなく町の若者の定住人口がふえているわけでありますから、効果はあるというふうに思っております。

それから、9,000万円の繰入金については、もう前から町のほうから繰り返し説明がなされております。なぜ9,000万円を入れなければならないのかというのは、ほとんどの方々が理解されていると思うんですけども、そういうことですので、本決算には強く賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第3、認定第3号 平成29年度浅川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、認定第4号 平成29年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、認定第4号 平成29年度浅川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

---

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、認定第5号 平成29年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、認定第5号 平成29年度浅川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。



---

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、認定第6号 平成29年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、認定第6号 平成29年度浅川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

---

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、認定第7号 平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 29年度で受益者負担金あるいは分担金の納入状況はどういうふうになっているのか。それが1点目です。

それから、加入率はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 受益者負担金の納入状況ということでございますが、現年度分5名8件の入金となっております。滞納繰越分につきましては、すみません、27%の納入率になってはいますが、ちょっと件数については調べていませんので、後ほどご説明申し上げたいと思います。

以上です。

加入率なんですけれども、平成30年3月31日現在、若干、きょう町長も説明申し上げましたが、普及率につ

きましては全町的な人口の中で40%、2,609人の普及率となっております。その中で接続しているのが何名かという1,487名の方が接続されており、接続率につきましては57%となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ぜひ、来年度以降、この成果の概要書にそういう状況も書いていただければ助かりますが、29年度の納入状況だけでなく受益者負担金、分担金、やはり全体としてどのようになっているのか、これは議会としても把握しておきたいところなので、ぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 受益者負担金の内容についても成果の概要の中に載せておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、認定第7号 平成29年度浅川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

---

#### ◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、認定第8号 平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これまで私たちは、この後期高齢者医療制度について、当初からあつたうば捨て山だという批判も出たように、高齢者に厳しい制度だということでこの制度自体に反対をしてみましたが、長期間にわたって実施されるに及んで定着したと言わざるを得ない状況になりましたので、町の議会の会計については賛成をすることにいたしました。

したがって、本案についても賛成をいたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第8、認定第8号 平成29年度浅川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

---

#### ◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、認定第9号 平成29年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目は、濁り水、断水など29年度トラブルの状況はどうだったのか伺いたいと思います。

2点目です。説明でもありましたように、町でつくった水道水の18.6%が不明水、つまりどこに行ってしまったかわからない。これ、全部が全部ではないとは思いますが、浄水場とかで使っている部分もありますので、でもかなりの部分が不明水だということで、漏水対策、どのような取り組みをされたのか、その成果について伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 濁り水の関係ですけれども、すみません、具体的に何件とかというふうな状況は、今のところ数字としても掌握はしていないんですけれども、断水等のトラブルにつきましても、断水をする場合につきましては、文書等をもってまずはその周りのお宅に回って、断水しますということで周知をしながら工事を進めてきたということでもあります。

濁り水の関係なんですけれども、以前については排水管の清掃等でかなりの濁り水があって、清掃活動を行ってまいりましたが、最近については特に大きな濁り等の報告はなく、末端給水に関して多少濁っているというふうな状況で連絡があった場合につきましては、消火栓等で排泥作業というんですか、排泥弁等から水を出して作業をしたりしてきれいな水を送るようにして、その都度対応しているところでございます。

18%は不明水の状況なんですけれども、一つは配管からの漏水というのが考えられるかなというふうに思います。もう一つはメーターが回らないというものもありますので、どのぐらいの量でその不明水が実際に配水管から漏水しているのかというのはなかなかつかみづらいという、そういう状況もあるかなと思いますが、まず夜間の水量で上がっているようなところを巡回の際にちょっと注意しながら回っているというところと、あとは老朽化の対策なんですけれども、お金もかかってなかなか進まないというのもあるんですけれども、補助がもらえる下水道の排水管の布設がえ工事や今回の大名塚・背戸谷地線における配水管や送水管の布設がえ工事等、そういうふうな形で老朽管の更新に努めているというのが、今の不明水をなくそうというふうな、ちょっと対策というふうなことになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 以前は頻繁に濁り水があって、町の水道は。それからなかなか水の出が悪いというようなこともありました。最近では末端部分で多少濁りが出るというような状況のところまで改善されているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

それから、断水についても、そういうふうな工事の断水はあるけれども、不慮の思いがけない断水というのはほとんどないという状況なのかどうか再度伺います。

それから、2点目なんですけれども、メーターが回らないものもあるというのは初めて聞きましたけれども、私びっくりしました。漏水対策として以前は業者に委託をして、漏水箇所を夜間静かなときに調べてもらって、箇所を見つけてそれで工事をやるというふうなことをやっていたというふうに思うんですけれども、今はそういうのはやらないのでしょうか。伺います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 緊急な断水の話ですけれども、どうしても老朽化なので、緊急に断水する場合というのは何回かは生じております。その都度、地域の皆さんに周知をしながら、あと濁り水の発生等も間違いなく断水の場合には発生しますので、なるべく起こらないように、先ほど申し上げました排泥作業と水をきれいにする作業等を実施しながら解消に努めているのと、あとは役場に、濁っていますというような電話が寄せられますので、そういう電話の状況に対しまして手分けをして排泥作業を行っているという、そういう状況となっています。

不明水の調査の関係なんですけれども、以前は漏水の探査等をして、不明水の発見をしてというふうなことなんですけれども、かなりの延長があるということもあって、なかなか全対応ということは難しいかなというふうな感じはいたしますが、特に町内の石綿管を使っている老朽化の箇所について、やはり漏水するという可能性が、古いほうから漏水していくというような可能性が高いという状況を踏まえながら、漏水調査の方法についてもちょっと検討させていただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 監査委員会の審査報告書の最後なんですけれども、総評としてこういうふうにかかれておるんですけれども、特にそれぞれの未納者に応じた対応策を計画的に実施し、未収金の徴収について最大の努力をされるよう特に要望するというふうな監査委員会の総評が印刷されております。

この未収金、いわゆる平成29年度で未処理の欠損金、これはこの決算書に金額があるんですが、1億1,286万5,000円。それから、水道使用料の過年度分の未納金ということで3,770万8,000円、こういうふうになっております。非常に多額に上っておりますが、そこでお尋ねしたいんですけれども、水道の使用料は、説明の際に1戸当たり、そういうふうな説明もありましたが、どういう状況なのでしょう。これは水道のいわゆる管理規定、法律の規定によって3カ月以上滞納すると、いろいろ滞納の通知や処置をとっていくことになっているんだと思うんですけれども、累積してしまうと、これは大変なものになってしまうのではないのかなと、こういうふうに思いますので、この水道料の未納について、あるいは欠損金についてお尋ねしたいということが1つと、それから、水道水は説明によると非常に安いと思うんです。私、改めて1立米で幾らでしたか、非常に安い。これ、私ども町民もわかるように、例えば1リットルにすると給水原価は幾らになるのか、供給単価は幾らになるのかと、これ数字出ていますけれども、わかりやすく1リットル当たりで、1立米だか説明規定があるんでしょうけれども、どういう数字になるのか。そして、1リットルの水のために経費が幾ら出て、その差については特定の補助を含めて町が出しているんですよというような、そういうことがわかるように具体的にご説明をいただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 決算報告書の4ページの収益的収支の未処理欠損金ということで1億1,286万5,000円、29年度ということで計上されている点についての、まずは質問かなというふうに思います。

すみません、上水道企業会計収益決算書の257ページ、ちょっとわかりづらいんですけれども、わかるように簡単にだけ説明させていただきたいなというふうに思います。

この一番右下、すみません、257ページです。当年度未処理欠損金1億1,286万5,365円というのが計上されているかなと思います。これにつきましては、累積の欠損金ということで計上されているものは、どんどん積み上がっているものだというふうにお考えいただければなというふうに。実際、その収益事業で赤字になっているものが、水道事業の中で毎年幾らぐらいつ積み上がってきているのかなと、こういう数字がどんどん膨らんでいるということで、実際は内部利用金の中からそのお金を毎年補填をして、水道事業が始まってから1億1,286万5,365円の累積的な赤字になっているということなので、現金会計とはまた別の考えをしていただければなというふうに思います。その上の段の当該年度純利益ということで、営業収支の中で345万2,051円が今年度は増加をしています。それは営業収入の中から営業費用をお支払いして、その残金の部分がこしは345万2,051円が黒字になって、累積されている全体の今まで積み上がってきた赤字分が多少解消されたと、こう

いうふうなことで、今までの赤字分が累積されているというふうなことでご理解いただければなというふうに思っています。

続きまして、同じく4ページの2使用料の過年度分未納金と過年度分請求修正額、不納欠損額ということで、不納欠損というふうな表現になっていますけれども、これは不納欠損ではなくて実際には未納額というふうに捉えていただいてもいいかなと思います。29年度につきましては4,601件で3,770万8,000円というふうな数字が上がっているかなと思うんですけども、これにつきましても、きのう若干最後のほうで説明を申し上げましたが、貸借対照表の中にも載っておりますけれども、実際、水道料金というのは二、三分に賦課するというか、水道料金がかかるものについては4月に納期が参りますので、決算は3月31日で水道企業会計上締めてしまうので、2月、3月分の水道料金が、賦課はするんですけども、まるきり未納金として上がってしまうというふうな計算になっています。それを、きのう一般会計に置きかえてということをお話ししましたが、現在の未収金につきましては、5月末日に置きかえた場合については1,850万1,853円ということで、これは同様の内容で28年度分と比べて中では、対前年比で約43万ほど減額になっているということで、未収金については減っております。滞納対策としましては、これからなんですけれども、一応悪質というか長期滞納者等をちょっと見きわめて給水停止等の措置とかも含めて、そういう対策を講じながら未収金の収納に努めているというふうな状況でございます。

もう1点、給水料の、ちょっともっとわかりやすくということで、きのう申し上げました1戸当たり供給単価、幾らで売っているのかということで181円31銭。幾らでつくっているのかが307円92銭ということで、水道料金の集計に関する事項の中で、費用に関する事項の中で説明を申し上げたところですが、1リットル当たりということで、500ミリリットルペットボトル2本で1リットルですけれども、大体その普通の水は200円ぐらいで、1本100円ぐらいで売っているかなというふうに思うんですけども、1リットル当たり18銭、まさに安い水道です。18銭で売って30銭でつくっているという、こういうふうな計算になろうかなと思います。ある意味、ペットボトルで言えば1円で11本ペットボトルが買えるほどの安い水道水になっているということかなというふうに思っております。お風呂に換算すると、お風呂は大体300リットルぐらいかなというふうに思うんですけども、お風呂1杯で54円、水の料金は54円。つくっているのは90円ということで、つくっている値段に対して大体1.7倍ぐらいの費用がかかっているというところでご理解いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、認定第9号 平成29年度浅川町上水道事業会計決算の認定についてを起立によって採決

します。

お諮りします。本案は認定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎答弁漏れの追加

○議長（円谷忠吉君） ただいま、建設水道課長より答弁漏れがあるとのことですので、発言を許します。

建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 先ほど、上野議員のほうから受益者負担金の滞納分の件数ということでございましたので、改めてご説明申し上げたいと思います。

浅川町特別会計企業会計歳入歳出決算書の227ページと228ページになります。

歳入の1款2項1目下水道受益者負担金の2節滞納繰越分の収入未済額52万円の内訳でございますが、6人分27件27期分となっております。

以上です。

---

#### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第32号 営造物の使用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 学校統合に伴って廃止をするというのはわかるんですけども、廃止した後、里小、山小のグラウンドなり体育館なりを使いたいという方が出てきた場合、どのように対応するのか伺いたいです。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

庁舎内におきましては、副町長を代表としまして跡地利用活性化委員会を策定しております。今、現在進行中なのですが、今後はどのような形で使用できるかを今模索しているところです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第32号 営造物の使用料徴収条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第33号 浅川町震災復興基金条例を廃止する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第33号 浅川町震災復興基金条例を廃止する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第34号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 幾つか伺いたいと思います。

まずは、保健センターの駐車場整備工事が予算が計上されましたが、具体的にはどういうことをやるのか伺いたいと思います。

それから、教育費の事務局費の消耗品費、運動着についてももう少し詳しくご説明をいただきたいというふうに思います。

同じく、浅中の工事の請負費に関して、テニスコートとかあるいは投光機というご説明がありましたが、もう少し詳しくお願いをしたいと思います。

それから、この予算書には直接出ていないんですけども、今年度取り組んでおります福島森林再生事業、これについての同意の状況は大体どのぐらいになっているのか。突然で申しわけないんですけども、伺いたいと思います。

それから最後に、先ほど一般会計の決算の質疑に対して、こども園の園庭の遊具が完成しなかったということについて、副町長のほうから、さまざまな意見があって、それを計画に反映させるためにおくれたというような趣旨の答弁がありました。ところが、以前私が一般質問で町長に、おくれたことについてどうお考えなんですかという質問をした際には、県との、何というんですか、協議、これが不十分だったということで申しわけなかったというお話がありました。町長の答弁と副町長の先ほどの答弁はちょっと違うんでないかなというふうに思うんですけども、町長、基本的に前の認識で変わりはないわけですよね。改めて伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 保健センターの工事費の内容ということなんですけれども、保健センターでは各種検診や集会それから講演会などたくさんの方が集まります。現在の駐車場はかなり古い状況で、まず車どめが破損していることと、それから区画線が整備されておらずに消えているところが多いんです。この間ありましたのは、高齢者の方でやはり車どめがないと前進バックで事故が起りやすい状況であるということと、それから区画線が明確でなくて夕方の集まり等に駐車しにくいという苦情がずっと寄せられておりました。ですから、車どめを新しく設置するのと、それから区画線。それから周りの外周の植木、植栽がやはり車の駐車に妨げになっておりますので、その辺の整備をする工事として今回計上しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

2点目ですが、浅川小学校のジャージの新調につきましては、昨年の夏なんですけど、31年4月統合に向けての各小学校の説明会に歩きました。そのときのお約束といいますか、ジャージは支給しますということだったんですけども、現在の浅川小学校のジャージにつきましては、昭和時代のもので素材等も今ではなじまないものなんです。今回、各学校とも話しまして、ジャージを新調しましょうかという話になりました。各小学校の保護者にもサンプル程度のもは提示しまして、了解は得られております。内容につきましては、長袖長ズボン、冬のジャージです。それと夏の半袖と、あと短パン、この4点をリニューアルしたいと思っております。

それと、3点目の中学校の校庭なんですけど、テニスコートは現在2面あります。男子用、女子用。それは校舎に向けて平行に2面設置されておりますが、テニス部員が多いものですから、練習にちょっと物足りないということがありまして、それぞれ男子コート、女子コート2面ずつを校舎に垂直に校庭の中の垂直に4面を移設設置する予定になっております。それと砂場につきましては、一番校庭の南側、桜の木の方なんですけど、そちらに設置する予定となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 4点目のふくしま森林再生事業の同意状況ですが、現在56名の方と同意の締結になっております。最終的にはあと若干、一、二名程度のところが今後同意を求めたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 先ほどの遊具の設置がおくれた件につきまして、ちょっと言葉足らずだったんですけども、町長と全然趣旨は同じでございまして、いろいろな意見を聞いたりということにつきましては、委員会の意見も含めたほか、多種にわたる各種許認可の申請等について、県との打ち合わせの中でいろいろな部署と協議をした結果に時間がかかったために遅くなったというような趣旨でございまして、町長の答弁と同じような趣旨で答弁したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 明らかになりました。

浅中の工事費で、投光機というのがたしか説明であったと思うんですけども、これはどのようにお使いになるのか伺いたいと思います。

それから、ふくしま森林再生事業に関しては、残りが一、二名ということで、これはぜひ100%やっていただきたい。間伐をして山全体をきれいにしようというときに、一部分だけごちゃごちゃの山が残っているというんでは、これはせっかくの事業が台無しになってしまうし、その木を切って売却をするということでもありますから、その搬出路の形成にもいろいろ影響が出てくるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ100%目指して頑張ってくださいなというふうに思います。この部分の答弁は結構です。

それから、最後の質問の答弁もわかりました。

投光機の件だけお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 答弁漏れ失礼しました。

中学校の校庭の投光機につきましては、昨年度におきましては3カ所設置いたしました。これは秋から日没が早いものですから、部活動は早目に終わってはいるんですが、足元が暗いということで3機昨年度設置しましたが、どうしても校庭広いものですから、今年度もう一回調査しまして、4カ所程度必要だということで今回補正に上げさせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点だけ簡単に。

20ページに出ておりますこども園の工事請負費3,240万ですが、これは3,240万で要するに遊具の設置は全て終了すると、この範囲内というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 工事費につきましては、予定では3,000万ジャストで、それに消費税で3,240万となっております。これで遊具を18点設置する考えであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 遊具の部分はどこに出ていましたか、幾らでしたか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） すみません、聞き漏らしていました。遊具。

○8番（田中重忠君） これは工事費ですね。この3,240万に全て入っているということで、私は最初そういうふうに解釈したんだけど。

〔「遊具設置費と言った」の声あり〕

○8番（田中重忠君） 工事費が3,000万で管理費240万と言わなかったですか、今。

いいです。もう一回聞き直します。要するに遊具がこの3,240万の範囲内で全ておさまるということで理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、この保健センター費ですが、いわゆる健康機械の賃借料が299万減っているんです。そしてその下のページで健康増進事業の賃借料も99万5,000円減っていると。これはどういうことですか。今、毎日のように健康器具を利用した、健康増進事業がいっぱい、何かみんな使っているんだという

ふうな話聞くわけですが、これはどういったことですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 14節の使用料及び賃借料の健康管理システム機器賃借料の減だと思っておりますけれども、これは当初予算で計上した金額よりも安く契約ができた残りがこのマイナス分になっております。この費用を内部の財源移動ということで工事費のほうに回して、工事のほうを進めたいということで、今回計上しております。

以上です。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第34号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第35号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第35号 平成30年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第36号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第36号 平成30年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第37号 平成30年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第37号 平成30年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、議案第38号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第38号 平成30年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） これから日程第17、議案第39号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、議案第39号 平成30年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を起立

よって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、議案第40号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、議案第40号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第19、議案第41号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、議案第41号 平成30年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第20、議案第42号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第20、議案第42号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第2号、請願第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第21、請願第2号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願と日程第22、請願第3号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕



○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 紹介議員の一人ではありますが、簡単に賛成の討論を申し上げます。

この請願は、国と県にこの無料化を求める意見書であります。町長の答弁にもありましたけれども、国や県の動向を見ながら無料化をとというふうな答弁もありました。ぜひとも国や県に要請するそういう請願でありますので、賛成討論にしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

初めに、日程第21、請願第2号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願を起立によって採決します。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、日程第22、請願第3号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願を起立によって採決します。

お諮りします。請願第3号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

---

### ◎議員派遣の件

○議長（円谷忠吉君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、請願第2号と請願第3号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため暫時休議といたします。

休議 午後 1時25分

再開 午後 1時27分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りします。ただいま配付いたしました日程第25と日程第26を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第4号と発議第5号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号と発議第5号については、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

---

◎発議第4号、発議第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第25、発議第4号 「国に対し学校給食費の無料化を求める意見書」と日程第26、発議第5号 「県に対し学校給食費の無料化を求める意見書」は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

事務局に議案の表題部を朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

〔議会事務局長（岡部栄也君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

初めに、日程第25、発議第4号 「国に対し学校給食費の無料化を求める意見書」を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第26、発議第5号「県に対し学校給食費の無料化を求める意見書」を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

本日まで、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」が町長より提出されておりますので、ここで追加日程、議案の準備のため、暫時休議といたします。

休議 午後 1時29分

再開 午後 1時31分

○議長（円谷忠吉君） 再開します。

---

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りします。ただいま配付しました日程第27を日程に追加したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題にすることに決定しました。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第27、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117号の規定により、渡辺幸雄君の除斥を求めます。

〔1番 渡辺幸雄君退席〕

○議長（円谷忠吉君） 事務局に議案の朗読をさせます。

議会事務局長、岡部栄也君。

〔議会事務局長（岡部栄也君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案につきましては、議員のうちから選任される監査委員の選任につき、江田文男氏が平成30年8月15日で辞職しましたので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字中里字雲五郎60番地。氏名、渡辺幸雄。生年月日、昭和26年9月10日。

よろしくご審議をお願いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第27、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

ここで、渡辺幸雄君の入場を認めます。

〔1番 渡辺幸雄君復席〕

○議長（円谷忠吉君） 1番、渡辺幸雄議員に申し上げます。

ただいま、全会一致で同意されましたので、ご報告を申し上げます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回浅川町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 1時36分